平成３０年（フ）第３９３４号
東京都足立区東保木間１丁目21―12―302
債務者　太田　直樹
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　寛樹
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年10月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年10月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９３５号
東京都八王子市上柚木３丁目16　２―604
債務者　名久井竜二
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井　陽一
4　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年10月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年10月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９４２号
埼玉県上尾市五番町19―10―202
債務者　片山　拓実
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　献
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年10月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年10月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９６７号
東京都町田市真光寺３丁目29―26―201
債務者　兒玉　健二
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川井　一将
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年10月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年10月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第６号
群馬県沼田市上川田町2602番地１
破産者　大竹　美加
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4061番地の10　県住宅供給公社６―625、破産手続開始決定時の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原5861番地の10
破産者　渡邊　博文
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８１号
島根県出雲市白枝町1341番地１グレース白枝107、開始決定時の住所島根県出雲市大社町中荒木1984番地９
破産者　川角　　薫
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第８５号
島根県出雲市平田町575番地15メゾンヤマコⅡ―210、前住所島根県出雲市荻杼町269番地２
破産者　カフェレストランマシェリこと　大石加寿成（旧姓山﨑）
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第１８号
岡山県倉敷市連島町連島63番地163　ファミーユＢ号室、申立時の住所岡山県倉敷市鶴の浦１丁目３番１―260号　ディマーネ倉敷壱番館
破産者　杉　健二郎
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１３０号
仙台市若林区今泉２丁目12番59号　ビフィール今泉103
破産者　岸浪　　遣
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
宮城県石巻市鹿妻北２丁目７番17号、前住所福島県福島市瀬上町字一ノ坪11番地の２　第二丸美荘２号
破産者　野地久美子
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第９号
秋田県能代市字大瀬儘下21番地29
破産者　保坂　雅夫
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第４号
福島県郡山市大槻町字北田10番地の２　矢野目アパート２号棟
破産者　薄　　広美
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
群馬県吾妻郡中之条町大字折田71番地３　オガワハウスⅠ―304号
破産者　篠原　文人
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第５９９号
神奈川県藤沢市石川６丁目１番地の１
破産者　矢部　文雄
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部